

総合対策本部事務連絡会議議事録（県内発生第1回）（2022.12.21）

司会

会議に先立ちまして、報道関係の皆様をお願いいたします。

本日の会議につきましては、発生農場が特定されるような情報が含まれております。風評被害防止のため、報道にあたっては、ご配慮をお願いします。報道にあたっては、農場名を公表されないようお願いいたします。

また、現場での取材は本病の蔓延を引き起こす恐れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。農場での防疫作業の写真につきましては、県から後程ご提供いたします。

ただ今から、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部事務連絡会議を開催いたします。県民生活環境部長に進行をお願いいたします。

県民生活環境部長

本日、本県の養鶏場で発生した死亡鶏について、鳥インフルエンザ簡易検査が陽性との結果から、その発生が強く疑われる状況となっております。疑似患畜であることが確定すると制限区域を設定し直ちに防疫作業を行うこととなります。

本県では、初めての高病原性鳥インフルエンザ発生となり、農家の皆さん、県民の皆様には大きな不安をもたらすことが懸念されております。

本県では、佐賀県武雄市での発生を受け、12月5日に鳥インフルエンザ総合対策本部を設置し、家きんに対する防疫対策、人の健康対策、食品の安全・安心対策に取り組んできたところでございます。

遺伝子検査の結果が判明して、防疫作業を開始するまで、必要な作業にあてられる時間は限られております。各対策本部においては、初動対応を迅速に行うため、体制整備をお願いいたします。

それではまず、発生の状況と防疫対策本部の対応について、一括して農林部長よりご説明をお願いします。

農林部長

はい。農林部からご説明いたします。資料は「長崎県農林部」という資料。

私の説明に入る前に、鳥インフルエンザ、今年非常に全国的に早い時期から発生が多くて、昨日までに21道県、九州・沖縄もすでに5県で発生しておりましたので、本県においても、最大の警戒レベルで、農家も、危機意識を持って対策をとっていただいております。

ちょうど今、2回目の知事命令による消毒、緊急消毒を12月12日から12月23日、明後日までの予定で実施している最中でしたけれども、それでも、今日発生を

しております。

それでは、発生の状況について、私の方から説明をさせていただきます。

1 ページ目、本日、疑いの通報、死亡通報が朝の 9 時半に佐世保市江迎町の農場から連絡がありました。採卵鶏、7 鶏舎で 2 万 7,400 羽が飼養されているところでございます。

通常、この鶏舎では、1 日当たり平均で 1 羽しか死亡が認められないところ、本日、朝、急に 16 羽死んでいたということで、県北の家畜保健衛生所の方に連絡があったということです。

家畜保健衛生所が直ちに 9 時 40 分に現場に向かいまして、簡易検査を実施いたしました。その結果が 12 時半に判明をしたんですけども、2 ページでございます。2 ページに書いてあるとおり、今朝 16 羽死亡していたんですけども、そのうち 11 羽、あと生きている鶏を 2 羽、合わせて 13 羽、これは 13 羽を検査するように国の方から全国一律に指導されている羽数でございます。その 13 羽を検査いたしました。13 羽すべてが陽性ということで、今後、PCR 検査で改めて検査をいたします。

3 ページ目が今後の主なスケジュールでございます。中ほどに、16 時、これが現在の会議でございますけれども、18 時から PCR 検査を諫早の中央家畜保健衛生所の方に検体を持ち込んで、18 時から検査を開始、明日の朝 4 時に検査の結果が出る見込みでございます。その時点で仮に陽性であったとすれば、直ちに農林部の防疫対策本部会議を開催した上で、県本部の動員者も県庁から出発いたします。

それから、4 時以降に農林水産省と協議をして、疑似患畜の決定が朝の 7 時頃と予定をしております。7 時に疑似患畜決定をいたしましたら、直ちに消毒作業、防疫作業に取りかかるようにしております。殺処分、埋却、消毒ポイントでの車両消毒、明日の朝 7 時から一斉に開始できるように、今準備を整えているところでございます。

そして、あすの 9 時半から、知事出席で第 2 回鳥インフルエンザ総合対策本部会議をこの場所で開催して、進捗状況等について、それから何か課題がないとか、その辺の解決について、皆さんと共有をしたいと思っております。

明日の 7 時から防疫作業、殺処分等を開始しまして、すべての防疫作業が 72 時間以内、殺処分、それから農場の消毒、死んだ鶏の土の中への埋却処分をこの 3 日間 72 時間で終わると、こういう予定をしております。

次のページをご覧ください。発生農場の航空写真ですけども、左上の白い部分、鶏舎と、右側にもちょっと灰色になってる部分、7 号、7 つの鶏舎があります。死んだ鶏の埋却予定地は、その鶏舎の横で、ここに重機で穴を掘って、そこに埋めます。

次のページをご覧ください。明日の朝 7 時に、仮に疑似患畜を農水省等において決定した場合には、直ちに移動制限区域、搬出制限区域を法律に基づいて設定することになります。3 キロメートル以内が移動制限区域、10 キロメートルは搬出制限

区域で、移動制限区域の中は鶏も卵も一切移動できない。搬出制限区域の 10 キロ以内では移動できますけれども、10 キロ外に持ち出すことができないという搬出制限区域でございます。

その移動制限区域内に、合計 5 戸 812 羽、それから搬出制限区域内に 22 戸、16 万 5,000 羽程度おりますので、その農家については移動もすでに今、自粛、まだ命令はできませんけれども、今は簡易検査で陽性の段階ですので、今のところは移動自粛のお願いをかけておいて、農家の方もそれに応じていただいているところでございます。

それから、次のページ 6 ページ以降が先ほど申した移動制限区域の半径 3 キロ圏以内と、搬出制限区域の半径 10 キロの市町村を示したものでございます。

7 ページ目が消毒ポイント、明日の朝 7 時以降に車両消毒を開始する消毒ポイント 4 ヶ所を設置して、畜産関係車両の消毒を、そして県内の蔓延を防ぎたいと思えます。

8 ページ目がその位置図でございます。1 番から 4 番、畜産関係車両は必ずどこかのこの地点を通る場合は、必ず消毒となります。

それから 9 ページ目ですけれども、これが防疫作業の必要人数、動員、ここに書いてあるとおり、防疫、埋却、殺処分、消毒、そしてあと、そういうところでの動員の一覧表でございます。

8 時間ごと、24 時間ごとに必要数を書いていまして、これについてはもう今、別途、動員の割り当てをしております、それから発生状況確認検査、これは 3 キロ圏内の農場に立入調査を、2 ヶ所必要であります。また、消毒ポイントも 4 ヶ所、1 ヶ所に 5 人ずつのセットで、8 時間交代で行うようにしています。2 日目、3 日目まで書いてありますけれども、これも清浄化が進むまで、1 月の中旬ごろまでは防疫作業は続くことになります。

10 ページ、22 日の防疫措置ということで、ここに書いておりますけれども、遺伝子検査判明 4 時、それから農水省との協議を経て、7 時から直ちに防疫作業に入れるように現地支援センターへの集合、資材の持ち運び、消毒ポイントの設置、埋却地を掘り起こす重機の配置等を始められるよう協力を要請しています。

12 月 22 日朝 7 時から、一斉に殺処分、埋却、車両消毒を各地において開始をしているという状況であります。

農林部からは以上でございます。ありがとうございました。

県民生活環境部長

次に、健康危機管理対策本部での対応について、福祉保健部からお願いいたします。

福祉保健部長

はい。福祉保健部でございます。健康危機管理対策本部の対応について配付して

おります資料に沿ってご説明いたします。1枚目にあります健康危機管理本部の対応についてという資料をご覧ください。

まず、1ページ目の地域関係機関への情報提供でございますが、簡易検査陽性の報告を受け、直ちに厚生労働省及び感染症対策広域協定を提携しております、九州山口各県の感染症担当部局へ、第一報として連絡をしております。

次に、2番目の健康調査等のうち、の養鶏農場の従事者に対する健康調査についてでございますが、現地の佐世保市保健所において、すでに養鶏農場従事者に対する健康調査のため職員2名が現場へ向かい、鳥インフルエンザの症状を呈していないか調査を行っております。現在のところ、症状は見られていないという状況でございます。

次に、の防疫作業従事者の健康管理及び防護服着脱補助のための作業でございますが、県内の10の県立保健所及び福祉保健部の職員を動員いたします。

現在、第1班となる計37名の班を編成中でございます。この班に関しては、鳥インフルエンザの遺伝子検査において、陽性が確定した次第、直ちに防疫作業従事者の方が作業を実施できるように、明日7時からですね、防疫作業開始できるように、その前に現地に入りまして、現地の健康チェックや防護服の着衣、脱衣補助を行ってまいります。

基本、12時間ごとに対応はいたしますが、第2班以降については、現在、佐世保市保健所にも動員をしていただけるように、調整をしているという状況でございます。

次のの健康調査資材についてですが、手指消毒薬等、必要量を佐世保市保健所に確認中ございまして、不足する場合は県立保健所から搬入をいたします。

また、抗インフルエンザウイルス薬の必要量を確保するために、払出しと運搬について、県央保健所と薬務行政室で対応してまいります。

さらに、4番目の防疫作業従事者への注意喚起でございますが、現地集合場所において、保健所職員が防疫作業従事者に対し、3ページの別紙1を用いまして、改めて、防疫作業にあたっての注意事項について説明を行います。

防疫作業終了後、直接、鶏を扱った防疫作業従事者で作業中に着用している防護具に破損があり、医師が必要と認めた場合においては、本人の同意を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行ってまいります。また、防疫作業終了後も10日間の健康観察を実施いたします。

防疫作業の従事予定者に関しては、こちらの資料の方にも除外基準がありますが、それ以外にも現在コロナウイルスが流行しておりますので、体調不良等ある方は従事されないように、くれぐれもよろしくお願いたします。

また、3番目の県民への周知でございますが、健康に関する住民からの相談先として、各保健所に常に相談窓口を開設しております。

4ページの別紙2の資料等を用いて、防疫対策本部、食品安全・安心対策本部と連携して、県民に対する不安への対応や新しい情報の提供を引き続き行ってまいり

ます。

以上でございます。

県民生活環境部長

はい。ありがとうございました。

次に、食品安全・安心対策本部での対応及び野鳥等での対応状況について、県民生活環境部の方からお願いいたします。

県民生活環境部次長

はい。まず初めに食鳥処理場での確認状況についてご報告いたします。県民生活環境部資料の1と右肩に入った資料をご覧ください。

資料1ページの表に記載しておりますとおり、当発生養鶏場から、県内の4ヶ所の大規模食鳥処理場に対しましては、本日、入荷されていないことを確認いたしております。また、検査の状況ですが、それぞれの食鳥処理場では、搬入された鶏について、獣医師である検査員が検査を実施したところ、異常は認められなかったという報告を受けております。

次に、鶏肉・鶏卵の安全性に係る風評被害の発生防止の観点から、鶏肉・鶏卵の安全性に関する情報をホームページ等に掲載いたしましたり、相談窓口を設置するなど、保健所や関係団体の協力を得ながら、安全・安心に関する対応を行うこととしております。

安全性につきましては、お手元にお配りしております資料の2ページから、3ページに記載しておりますとおり、内閣府食品安全委員会が示している考え方に基きまして啓発を引き続き行っていくことといたしております。

次に、野鳥等における鳥インフルエンザの対応についてご報告いたします。県民生活環境部資料2をご覧ください。

死亡野鳥の調査につきましては、その表に記載しておりますとおり11月25日、28日に諫早市森山町で回収されました死亡野鳥から鳥インフルエンザウイルスが確認されまして、環境省により回収地点を中心に半径10キロメートルの野鳥監視重点地域に設定されております。

これを受けまして、県では11月26日より週2回、区域内における野鳥の生息状況等について監視を実施いたしましたが、異常は認められませんでした。

また、12月に佐賀県武雄市の家きんで、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認されまして、重点区域内において監視を実施いたしましたが、これも異常は認められておりません。

なお本日、佐世保市江迎町におきまして疑似患畜患畜が確認された場合には、発生箇所周辺10キロメートル圏内の野鳥監視重点地域において、野鳥の監視を強化していくことといたしております。

次に、糞便の調査でございます。県では、1回目を11月に諫早湾干拓調整地にお

いて実施し、結果といたしましては陰性でございました。また、年明けの2回目を諫早湾干拓調整池で実施する予定にしております。

なお、環境省におきましても、対馬市内において2回の調査が計画されております。12月に実施された1回目のチェックは、1月中に結果が判明するという状況でございます。

次に、2ページをご覧ください。県では、このように、県内各市町の協力をいただきながら、死亡野鳥の監視及び情報の収集を行っているところです。また、県民の皆様にご協力をお願いといたしまして、そこに記載のとおり、死亡した野鳥を素手で触らないとかの注意事項について、ホームページ等によりお知らせをしているところでございます。

最後に、一番下に記載しております、県内にある鳥類の展示施設の状況でございますが、異常は認められていないという旨の確認を行っているところでございます。

県民生活環境部長

最後に、現地对策本部となる県北振興局から追加のご説明をお願いします。

県北振興局長

県北振興局から報告をいたします。

まず、農場の関係でございますが、当該農場の直近の鶏の移動は、10月5日に宮崎県からヒナの導入が最終の移動となっております。

また、当該農場は、地域外に系列農場を所有しておりますけれども、現在までのところ、人や機材の共有はないということと、伝染等の疫学関連はないということを確認しております。

それから、動員の関係でございますけれども、防疫作業者につきましては、現在各課に動員要請中ございまして、現在取りまとめを行っているところでございます。

それから、制限区域内の農場や管内の養鶏農家への注意喚起等でございますけれども、管内の飼養者へは本日の情報を発信しまして、最大限の危機管理をするとともに、全飼養者に対しまして異状の有無の聞き取りを確認しているところでございます。

また、制限区域内の農場につきましては、移動の自粛を現在要請いたしております。

それから、本会議を受けまして、県北地区現地総合対策本部会議と、緊急防疫対策会議を本日の17時30分から合同で開催する予定といたしております。

現地からは以上でございます。ありがとうございました。

県民生活環境部長

その他、追加の説明であったり、質問等はございませんでしょうか。

農林部長

明日の朝 9 時半から、この場で県の総合対策本部、その後 10 時半から、県内の養鶏関係団体を集めまして、防疫対策会議を開催するようしております。改めて、第 2 例、第 3 例の発生がないように、県内の養鶏関係者としっかり危機感を共有して、蔓延防止に努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

県民生活環境部長

今の段階での情報については共有ができました。ただ、冒頭申し上げましたように、私たちに与えられている時間というのは限られております。遺伝子検査の結果判明は 22 日の午前 4 時を予定しております。陽性が確認されれば、速やかに次回の総合対策本部会議、今、9 時半とアナウンスがりましたが、9 時半から行いたいと考えております。

各課におかれても、それぞれの役割があると思います。まずは、各部局内で準備が整ってるか十分確認をし、関係部局間の調整等をしっかり行って、抜かりなく対策を講じていただきたい。

はい。土木部長お願いします。どうぞ。

土木部長

はい。陽性が確認された後の作業用の資機材については、予定の数量がすべて充足しているということによろしいでしょうか。

農林部長

資機材については、備蓄用の備蓄分、関係団体の備蓄分の協力を依頼しているところで、現在までに資機材は確保できております。現地への運搬も運搬する車両を確保しております。

県民生活環境部長

よろしいでしょうか。続けさせていただきます。

また、本日はマスコミの方にもご出席をいただいております。県民の皆様にごすね、死んでいる野鳥を発見した場合の連絡でありますとか、健康や食の安全についての正しい情報の周知、こういったことにぜひご協力いただければ幸いに存じます。

また、重ねてのお願いになりますが、本日の会議につきましては、発生農場が特定されるような情報が書かれております。風評被害防止のため、報道にあたっては先ほど申し上げたような特段のご配慮をお願いします。

現場での取材は、本病の蔓延を引き起こす恐れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないこと、このようなことから、厳に慎んでいただきますよう、ご協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は、防疫

作業の妨げとなるため、誠に慎んでいただきますよう、あわせてお願いをいたします。

司会

それではこれをもちまして、総合対策本部事務連絡会議を終わらせていただきます。